

令和7年度 第4回
令和7年10月28日
施行

立木公売の公告

立木の資格付一般競争入札を実施しますので、
入札条件も御参照のうえ、入札にご参加ください。

物件番号(1)の3Dレーザースキャナ動画をHPで公開中ですのでご参考になさってください。

三陸中部森林管理署

所在地 〒022-0003
岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
電話番号 050-3160-5910

立 木 公 売 の 公 告 （ 第 4 回 ）

【資格付一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時
令和7年10月28日（火）10時30分締切 即時開札
2. 入札及び開札の場所 三陸中部森林管理署 2階 入札室
3. 現地案内 別紙「現地案内のお知らせ」のとおりです。
4. 公売物件
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、物件番号、搬出期間は、別紙「公売物件一覧表」及び「公売物件明細書」のとおりです。
 - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合がありますのでご承知おき下さい。
 - (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. 郵便入札
 - (1) 郵便入札による場合は、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札前日の17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおりです。
〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字津野沢7-5
三陸中部森林管理署長 宛 **入札書在中（朱書きで記載）**
 - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 落札決定日から起算して、20日以内とします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。
8. 代金の延納
 - (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
 - (2) 延納利息は、法令の定めにより1.70%とします。
 - (3) 延納担保の提出期限は、契約締結の日から起算して20日以内とします。（但し、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。）
9. 特約条項及び特記事項
 - (1) 全物件に該当するものは別紙「特約条項及び特記事項（共通事項）」のとおりで、うち契約関係が分収造林の物件については別紙「分収木に関する特約条項及び特記事項（分収造林）」も該当になります。
 - (2) 個別物件に該当するものは別紙「公売物件明細書」のとおりです。
 - (3) 森林作業道作設にあたっては、別添「森林作業道特記仕様書等」に基づき作設願います。
 - (4) 別紙特約事項（アフリカ豚熱）のとおり、感染防止にご協力ください。
10. 適格請求書（インボイス）の交付
インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は物件明細書のとおりとなります。入札に際し、注意願います。
※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。
※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

(1)号	3 1ほ4林小班	8. 6 1 %
2号	4 5い林小班内 外 1	1 0. 0 0 %
3号	4 5ま林小班	3. 0 0 %

* 物件番号の（）書きは今年度再公告物件です。

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 7-5

三陸中部森林管理署 総務グループ TEL 050-3160-5910

令和7年10月9日

分任契約担当官

三陸中部森林管理署長 金 晃弘

入 札 条 件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、競争参加資格決定通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1 社につき入札者及び随行者の 2 名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売り払い物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 暴力団排除に関する誓約事項

入札者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとし、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

5. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。

ただし、同金額の最高入札者が 2 名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）が無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名が無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いが、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますので閲覧ください。

12. 入札書用紙

入札書の用紙は、当森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

13. 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

14. 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したものと見なし、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。
この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額 10%を加算した金額の 5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

17. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、以下のホームページの「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

入 札 書

入 札 番 号	第 号
---------	-----

入 札 金 額										
金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承諾のうえ、入札します。

入札執行月日 令和 年 月 日

分任契約担当官 三陸中部森林管理署長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所
商 号 又 は 名 称
代 理 人 氏 名

き り と り 線

様式第4号（第4条）

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

三陸中部森林管理署長 金 晃弘 殿

(案)

売 買 契 約 書

収入印紙

売 買 物 件 の 所 在 場 所										
売 買 物 件 の 種 類 及 び 数 量	区 分	樹 種	本 数		材 積					
		外 種								
	内 訳 別約のとおり									
売 買 代 金	億 千 百 十 一		万	千	百	十	一			
	売買代金								円	
	うち消費税抜代金								円	
	消費税 (%)								円	
契 約 保 証 金										
売買代金の分収額	官 収 分	分収額							円	
		うち 消費税抜額							円	
	民 収 分	分収額							円	
		うち 消費税抜額							円	
官行造林立木竹 部分林立木竹	分収権者									

※概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	金 額	円	納付期限	令 和 年 月 日
	延 納 分	金 額	円	延納担保	円以上
		延 納	円	金 額	
		利 率	%	延納担保	の 種 類
	延 納	間	延納担保	令 和 年 月 日	
	期 間		提供期限		
売買物件の引渡方法		概算売買物件 引 渡 期 間		代金納付の日又は延納担保 提供の日から起算して 以内	
売買物件の搬出期間		引渡の日から起算して 間 (期限)		令 和 年 月 日	
売買目的 の 指 定			施設設置 等の指定		

特約事項

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令 和 年 月 日

売 渡 人

登録番号 T8000012050001

買 受 人

売買物件の内訳							
物件番号	樹 種	本 数	材積	物件番号	樹 種	本 数	材 積
		本	m ³			本	m ³

(注意)

契約書は、本契約書(案)に落札物件の「公売物件明細書(立木)」及び「主要樹種径級別本数及び材積」、特約事項、特記事項、図面を添付したものになります。

特約条項及び特記事項（共通事項）

1. 買受人は、作業着手前に入林届を担当森林事務所森林官へ提出するとともに、搬出が完了した際は速やかに搬出済届を担当森林事務所森林官へ提出してください。
2. 買受人が作設する搬出路及び土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落および流出しないよう必要な防止措置を講じてください。
3. 買受人は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じてください。
4. 買受人は、伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないでください。
搬出期間内に残材や末木枝条等の整理、搬出路等の水切りを確実に実施してください。
5. 官民地界に設置している境界標を損傷しないよう細心の注意を払ってください。
境界標を損傷した場合は速やかに担当森林官に報告し、買受人に原状回復していただきます。
なお、境界標を移動することはできません。
6. 公道等の使用に当たって、道路を損傷させないことはもとより、鉄板敷等の道破損防止措置を講じる場合は、買受人において公道の占用許可の有無等を道路管理者に確認のうえ、必要な手続きを行ってください。
7. 公売物件が保安林に指定されている森林の場合、公売物件を搬出するために公売物件以外の国有保安林に作業路を作設する場合等、保安林に指定されている森林において、伐採作業及び土地の掘削等を行う必要がある場合は、契約締結後、担当森林事務所へ「保安林内の作業仕組計画書」を提出していただく必要があります。
8. 保安林に指定されている森林において、立木の伐採及び土地の掘削等を行うために必要な都道府県知事への許可申請は、当署から都道府県へ協議を行うこととしております。
協議は、上記の「保安林内の作業仕組計画書」を提出いただいてから3週間程度、期間を要します。
なお、契約締結後であっても協議が終了するまでは、伐採作業等を行うことができない場合がありますので、ご承知おきください。
9. 物件のアカマツ及びナラ類については、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守してください。

10. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかに担当森林官へ報告するとともに、当森林管理署の指示に従ってください。
11. 林業における労働災害防止の観点から立木契約情報（売買契約者氏名、入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。
なお、提供した情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
12. その他の事項については、「公売物件明細書」に記載しておりますので、そちらもご確認ください。
13. 公売物件はすべて、分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。
詳細については、当森林管理署 管理担当までお問い合わせください。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

分収木（分収造林・分収育林）に関する特約条項及び特記事項

- 1 分収木の買い受け人（以下「買受人」という）は、分収木の売買代金について次により、支払い又は供託してください。
 - ア 国に支払う代金（官収分）は、国の発行する納入告知書により納付してください。
 - イ 分収権者に支払う代金（民収分）は、各分収権者の振込金融機関の口座に払い込みしてください。
なお、分収権者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する登記所に供託してください。
- 2 買受人が契約条項に違反して契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と分収権者が分収することとします。
- 3 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収権者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）については、現納とします。
- 4 売払代金の支払いに係わる延滞金については、官収分に係わるものは国に、民収分に係わるものは分収権者に支払いしてください。
- 5 売払立木の搬出延期料が発生した際は、分収造林及び分収育林の場合は国に、官行造林の場合は分収権者に納付してください。
- 6 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託にともなう法務局への払込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を三陸中部森林管理署長に提示し、その写しを提出することにより当該売買契約に係る売買代金の総額が支払われたことが確認された後に行います。

特約事項（アフリカ豚熱）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第14条により対応する。

森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け22林整整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 伐採の方法及び区域の設定（主伐時）

- 1 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- 2 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある個所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- 3 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所を架線や集材路で通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努める。

第2 森林作業道

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18% (10°) 程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25% (14°) 程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分 (59°)、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分 (73°、岩石) とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。
なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組

工等により補強すること。

② のり面勾配は、1割（45°）程度を基本とする。

③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

（4）切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第3 集材路及び土場（主伐時）

1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

① 集材路及び土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路及び土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路及び土場をかん入する。

② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。

③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。

④ 集材路及び土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要

としない配置とし、以下に留意する。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路又は土場の配置を計画する。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行う。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じる。
※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
 - ・地山傾斜35°以上の箇所
 - ・火山灰、軽石、スコリヤ、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
- ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置する。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施する。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努める。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じる。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施する。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整する。

(3) 路面の保護と排水の処理

路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置する。

このほか、以下の点に留意する。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水する。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧する。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じて水が濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去する。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水する。

⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行う。

⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討する。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工する。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、2（3）に留意して横断溝等を設置する。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。

第4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮（主伐時）

- 1 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じる。
- 2 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。
- 3 やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。

第5 事業実施後の整理（主伐時）

1 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意する。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じる。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みになることを避ける。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、

土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

2 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐える排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固める。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行う。

3 森林官等の現場確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を森林官等に報告し、確認を受ける。

第6 その他（主伐時）

集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行う。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

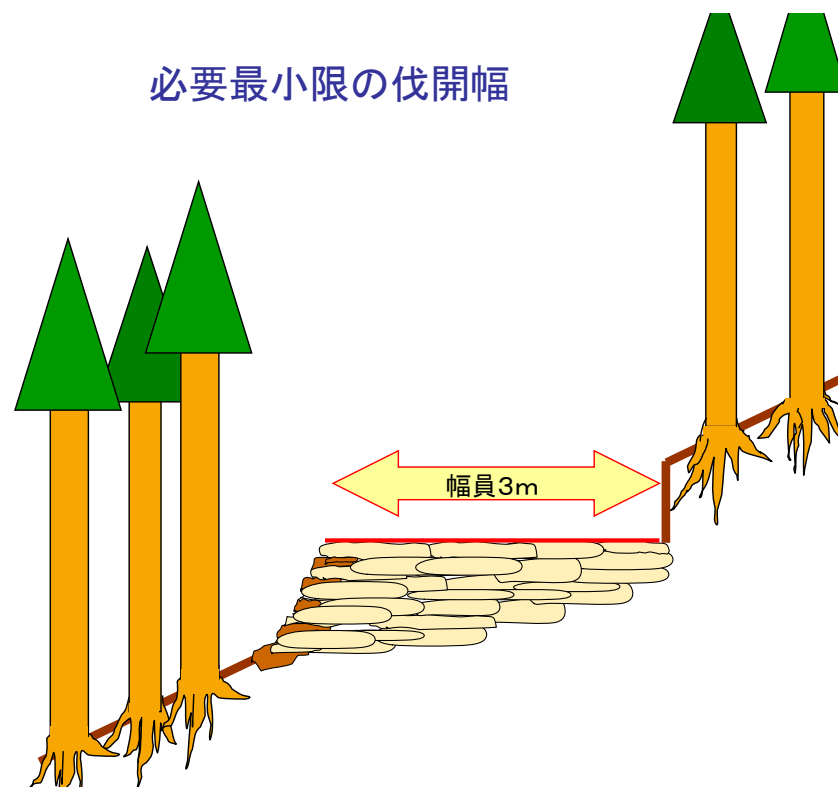
(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15～30°)	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者： _____

森林の所在場所： _____

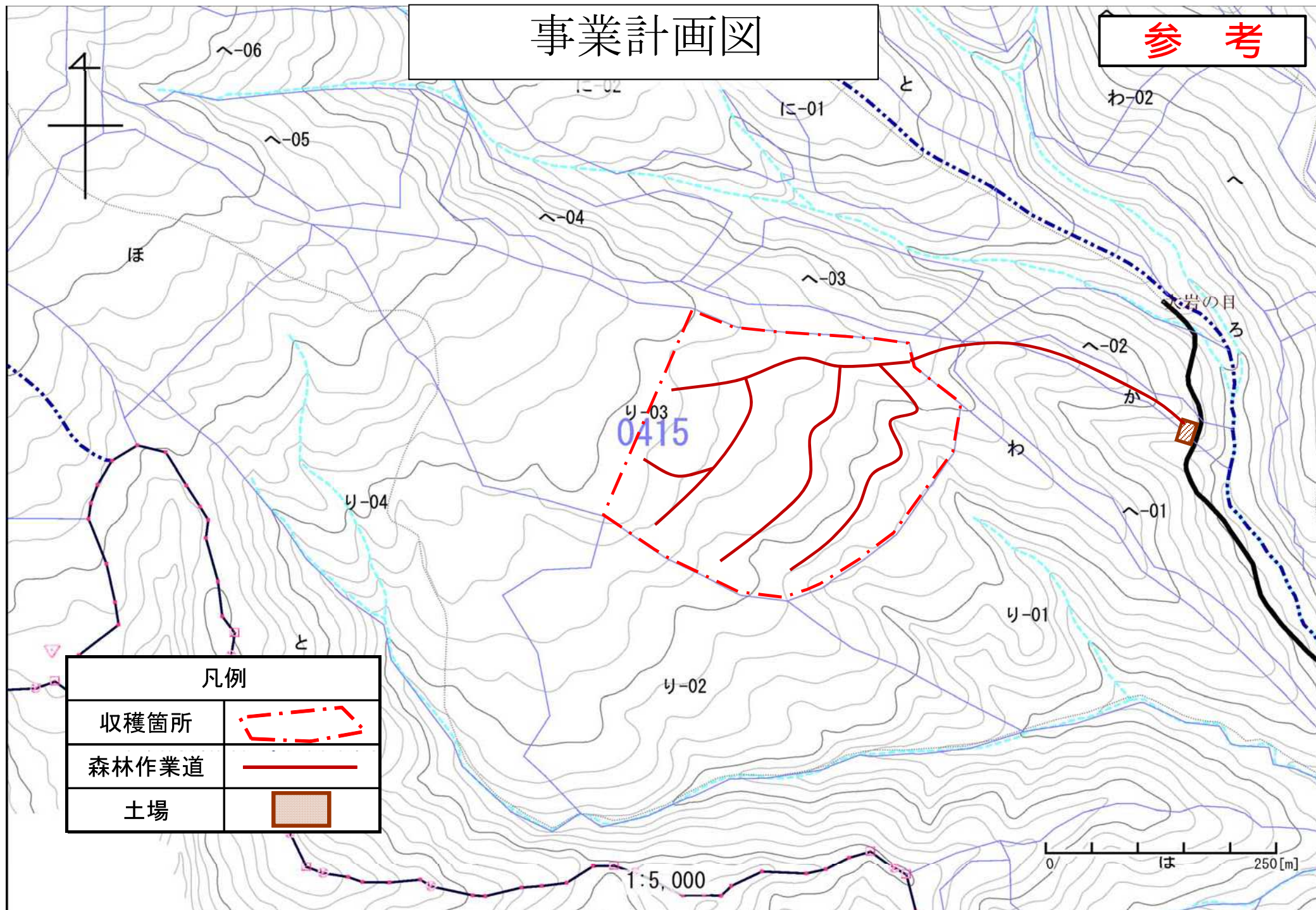
チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の確認 ①伐採する区域の事前確認を行う。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。	☐
（２）林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設 ①集材路又は土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路又は土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④集材路又は土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路又は土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨集材路は、沢を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の０次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。	☐

チェック項目	確認
（３）周辺環境への配慮 ①集材路及び土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 ③希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林官等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。 ④集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置とする。	☐
（４）路面の保護と排水の処理 ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤洗い越し施工では、横断箇所では路面より低い通水面を設ける。 ⑥曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	☐
（５）切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③切土高は 1.5m 程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は 6 分、岩石の場合は 3 分が標準の目安）。 ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥盛土のり面勾配は概ね 1 割、やむを得ず盛土高が 2 m を超える場合は 1 割 2 分より緩くすることを目安とする。 ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	☐

チェック項目	確認
(6) 作業実行上の配慮 ①集材路及び土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	☐
(7) 事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ⑤集材路及び土場は、横断溝等の排水処置を行う。 ⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路及び土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

事業計画図

参 考



松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
(改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
(改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
(改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
(改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)
(改正 令和 5 年 2 月 27 日森整第 745 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地 域 名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、 紫波町、花巻市、北上市、奥州市、 金ケ崎町、一関市、平泉町、 大船渡市、陸前高田市、住田町、 遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
そ の 他 の 地 域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

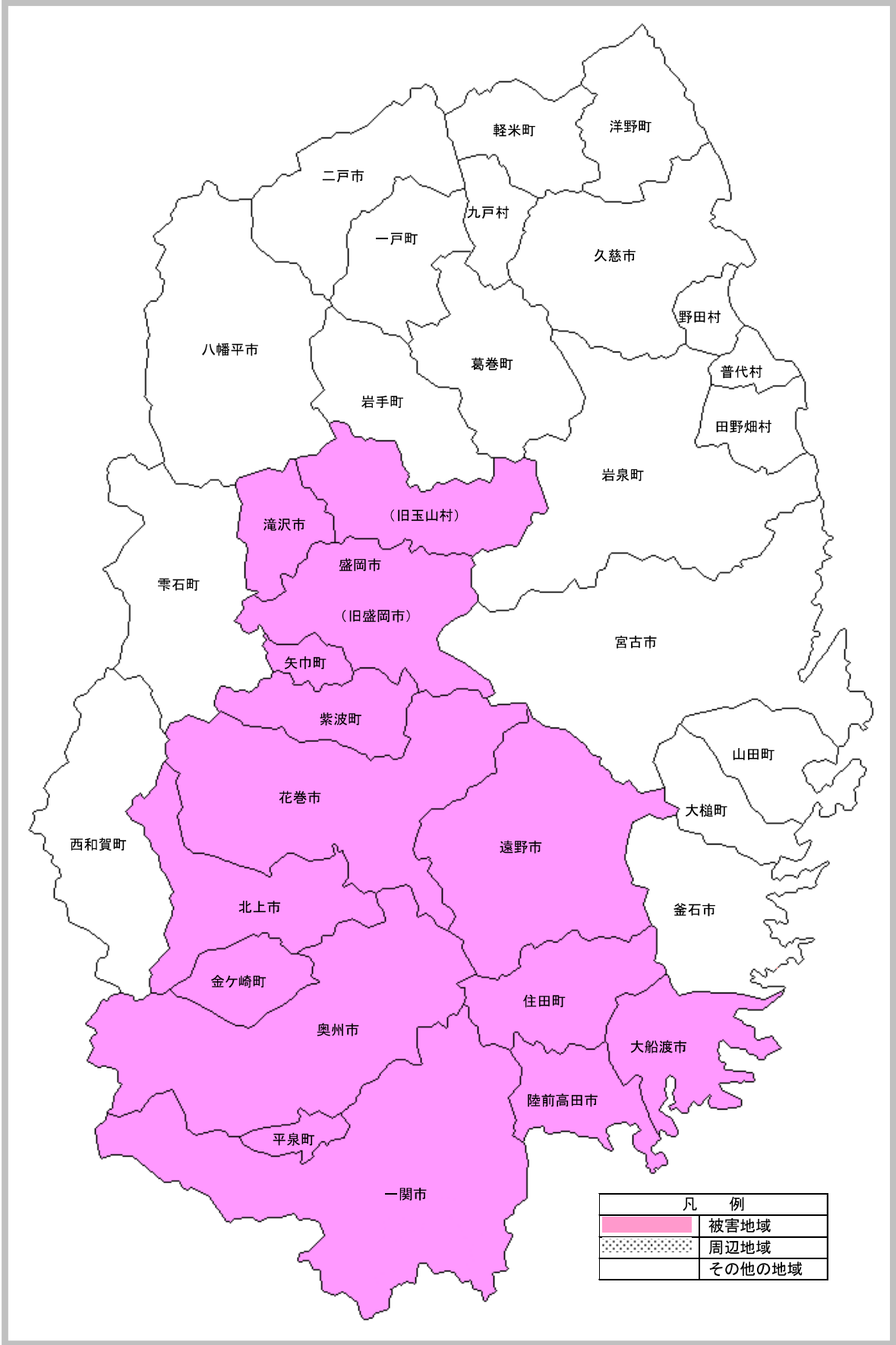
なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に 林外に搬出する こと。	剥皮、焼却、林 外搬出処分、薬剤 散布又は破砕する こと。	焼却、林外搬出処 分、薬剤散布又は破 砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	薬剤散布はなるべく避 け、散布する場合は県 の指導を受けること。 破砕は、チップーによ り行い、厚さ 15mm 以下 とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農 林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮 付丸太を放置すると、 松くい虫の繁殖源、感 染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよ い。	最大径 20cm 以上 のものは、1m以 下に玉切って乾燥 しやすいように残 置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確 認調査」を実施した場 所においては、安全が 確認された時期、方法 に従って施業するこ と。（調査方法は別紙 のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよ い。	1m以下に玉切っ て乾燥しやすいよ うに残置するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよ い。	剥皮、焼却、林外 搬出処分、薬剤散 布又は破砕するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	
その他 の地域		通常の施業でよ い。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針付属図



ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

ー岩手県農林水産部森林整備課ー

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、
積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要です。このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）**を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足 1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足 1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等に対して情報提供し、巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

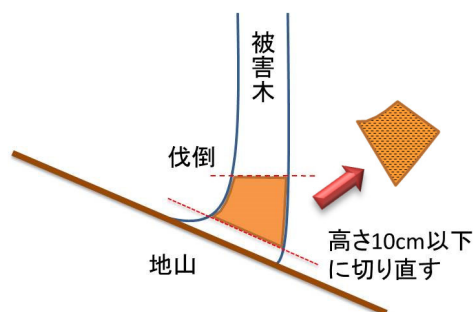
補足 2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- 3 ^{しお}葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。

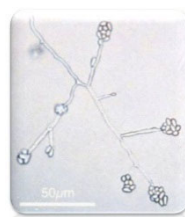


【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



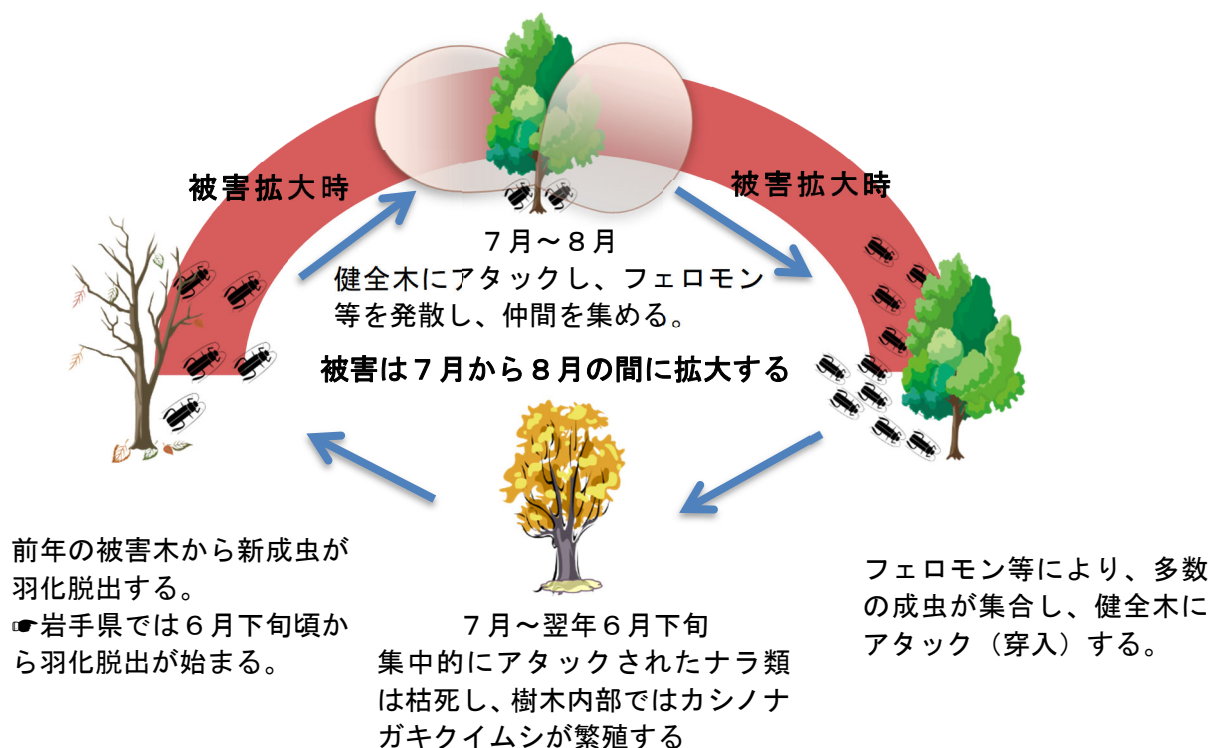
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel — —)

住所：

氏名又は名称：

(Tel — —)

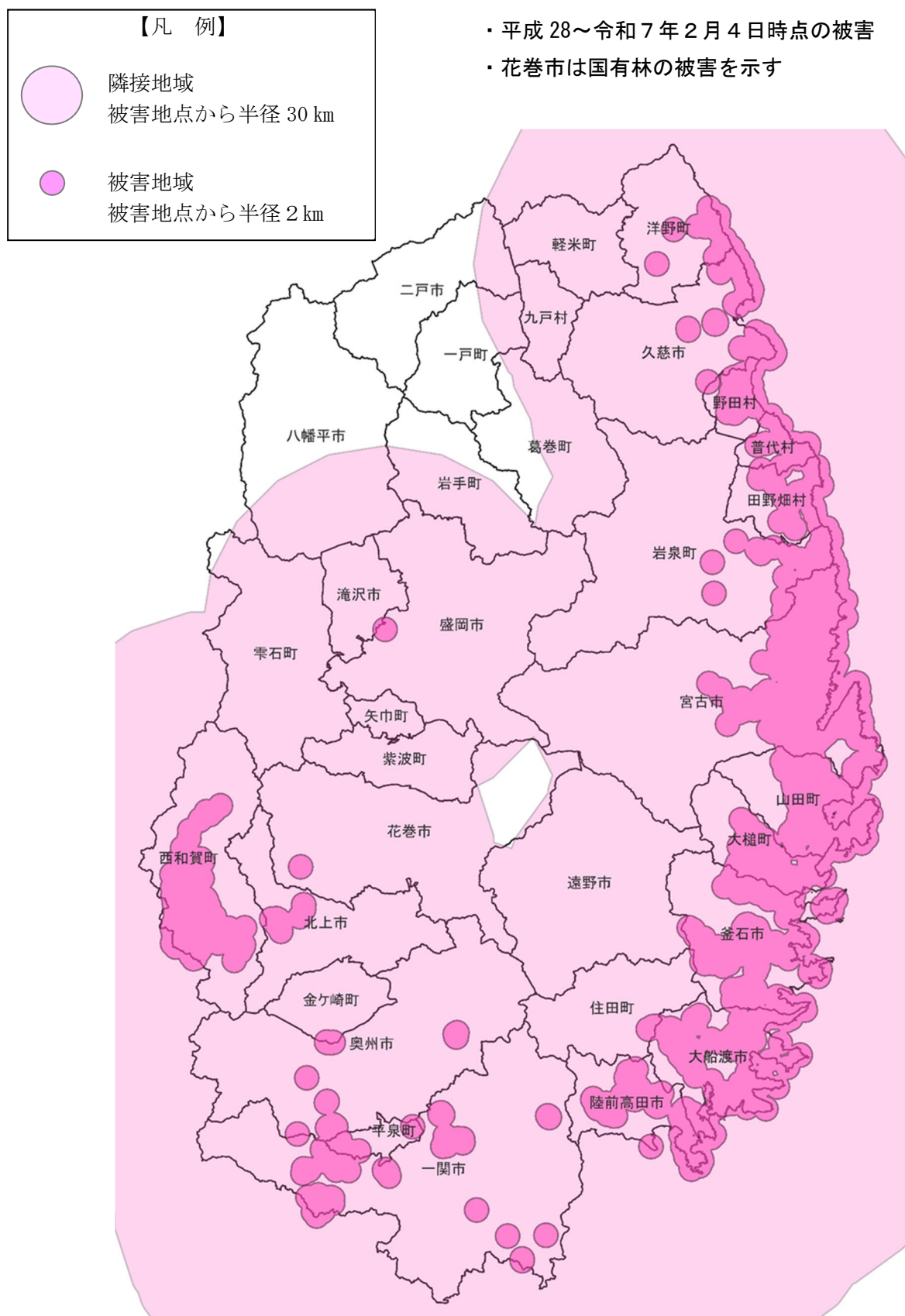
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破砕（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和7年2月4日現在のものです。状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3

現地案内のお知らせ

現地案内について、下記のとおりご案内いたします。

物件番号	物件所在地	案内日	集合時間	集合場所	備考
(1)	小股国有林 31ほ4林小班	現地案内を希望する方は、 10月21日（火）22日（水）のいずれかで調整しますので、 10月17日（金）15：00までにご連絡をお願いします。 集合場所や日時は改めて連絡させていただきます。 三陸中部森林管理署 業務グループ経営担当 TEL：050-3160-5910			※『物件番号(1)小股国有林31ほ4林小班』 については、三陸中部森林管理署HPで 3Dレーザースキャナ動画も公開してい ますのでご参考になさってください。
2	佐沼山国有林 45い林小班内 外1				
3	佐沼山国有林 45ま林小班				

※物件番号の（ ）書きは今年度再公告物件です。

公 売 物 件 一 覧 表 （ 立 木 ）

三陸中部森林管理署

物件番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面 積 (ha)	林 齢	樹 種	本 数(本)	幹材積 (m3)					延 納	搬出 期間
								スギ (一般材)	アカマツ (一般材)	その他N	L	合計		
(1)	小股国有林 31ほ4林小班	分収育林	皆伐	3.53	63	スギ外	2,417	1,513.07		47.49	115.83	1,676.39	売払代金が150万円 以上となるときは 官収分のみ6ヶ月以 内で認めます。	36ヶ月
2	佐沼山国有林 45い林小班内 外1	国有林	皆伐	3.53	59～62	スギ外	4,139	1,886.04		184.54	79.18	2,149.76	売払代金が150万円 以上となるときは 6ヶ月以内で認めま す。	36ヶ月
3	佐沼山国有林 45ま林小班	分収造林	皆伐	3.02	55	スギ外	4,607	1,133.97		378.74	67.22	1,579.93	売払代金が150万円 以上となるときは 官収分のみ6ヶ月以 内で認めます。	36ヶ月
合計				10.08			11,163	4,533.08		610.77	262.23	5,406.08		

※物件番号の（ ）書きは今年度再公告物件です。

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

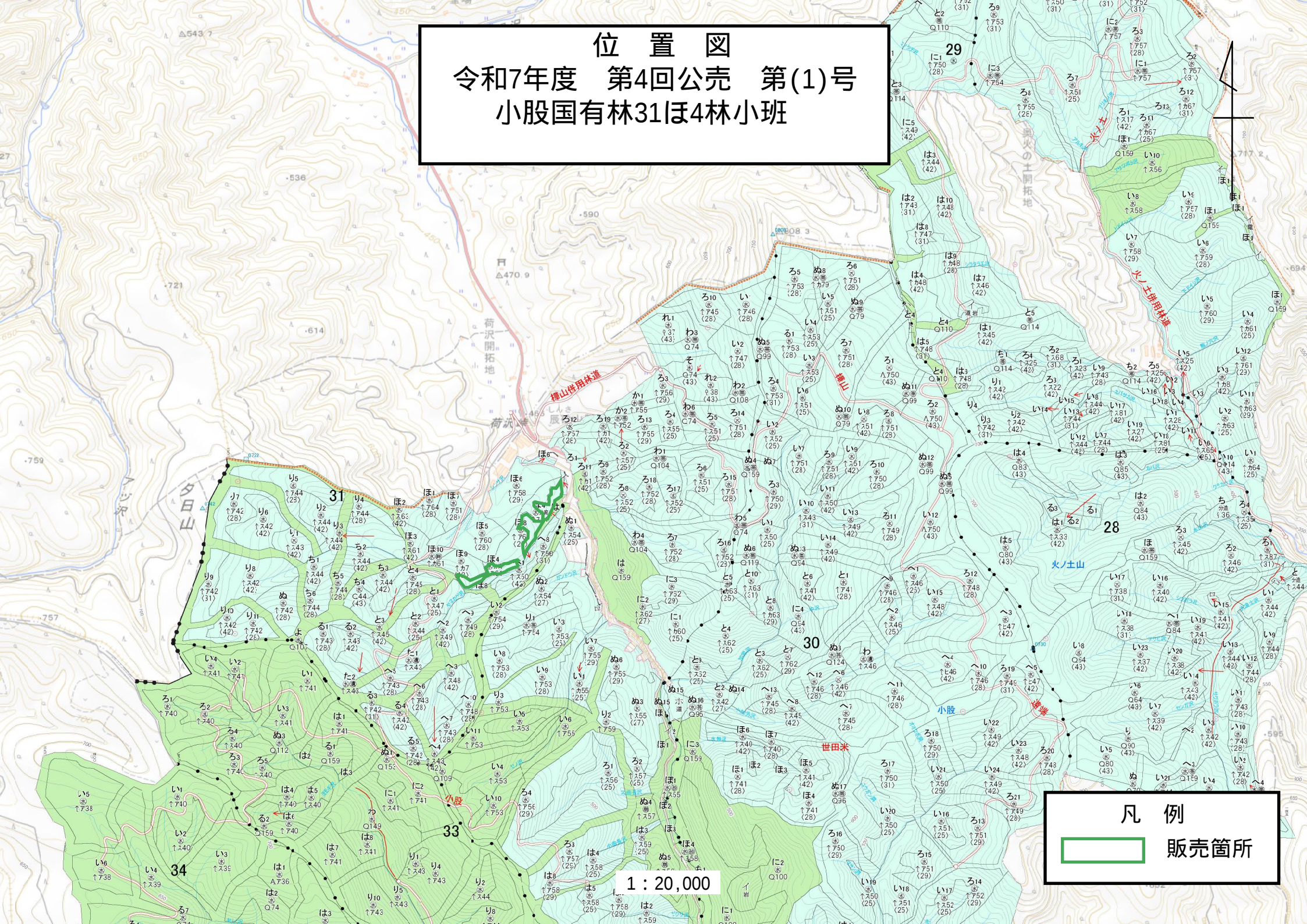
物件番号		(1)	特約条項及び特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地	小股国有林 31ほ4林小班	1．本物件は分収育林（オーナー4名）です。別紙「分収木に関する特約条項及び特記事項」を遵守してください。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数					計		平均				
						8cm 以下	10cm ～18	20cm ～28	30cm ～38	40cm ～48	50cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (c m)	樹高 (m)		
調査方法	毎木調査（精密）	2．別紙 1「特約条項及び特記事項（共通事項）」を遵守してください。 なお、本物件は保安林に指定されていますので、作業着手3週間前までに作業仕組計画書を提出してください。	スギ	生立木	一般材		55	421	874	427	47	1,824	1,513.07	34	18		
伐採方法	皆伐		スギ(外)	生立木	低質材	13	58	60	18	3	1	153	43.82	20	13		
面積（h a）	3.53	3．本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうちえ、伐採木を表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採搬出に際し損傷しないようにしてください。	アカマツNA	生立木	低質材				3	1		4	3.67	34	21		
林齢（年）	63		N計					13	113	481	895	431	48	1,981	1,560.56		
搬出期間（ヶ月）	36	4．本物件の調査木は、原則全て伐採してください。 なお、調査木か判断し難い立木については、担当職員の指示に従ってください。															
契約関係	分収育林		カツラ	生立木	一般材			3				3	1.19	26	15		
			クリ	生立木	一般材				4			4	2.56	32	17		
		5．当物件の搬出にあたり、民有地を通過・土場等として使用する場合は、買受人において借地および協議を行ってください。 地権者等の情報については、担当に問合せください。	サワグルミ	生立木	一般材				7	5	4	16	22.55	44	21		
			トチノキ	生立木	一般材					1		1	0.94	40	18		
			ケヤキ	生立木	一般材			2	4			6	3.03	30	16		
			ホオノキ	生立木	一般材			3	1			4	1.59	26	16		
			ミズナラ	生立木	一般材			1	3			4	2.27	30	17		
			他L	生立木	一般材				1			1	0.52	30	17		
			他L(外)	生立木	低質材	1	256	110	23	4	3	397	81.18	20	12		
			L計					1	256	119	43	10	7	436	115.83		
													</				

物件番号	(1)
国有林名	小股国有林
林小班	31ほ4林小班

主要樹種径級別本数及び材積

樹種	スギ(一般材)		スギ(低質材)		アカマツNA(低質材)		広葉樹(一般材)		広葉樹(低質材)		合計	
平均 (径級/樹高)	34cm	18m	20cm	13m	34cm	21m	36cm	18m	20cm	12m		
本数/材積	本	m3	本	m3	本	m3	本	m3	本	m3	本	m3
8cm以下			13	0.19					1	0.02	14	0.21
10cm			11	0.39					71	2.27	82	2.66
12cm	2	0.11	7	0.35					67	3.40	76	3.86
14cm	7	0.71	16	1.41					49	3.74	72	5.86
16cm	15	2.13	15	1.87					39	4.46	69	8.46
18cm	31	5.80	9	1.37					30	4.28	70	11.45
20cm	38	9.18	19	4.26					37	7.18	94	20.62
22cm	53	15.81	10	2.79			1	0.24	30	6.89	94	25.73
24cm	66	24.20	10	3.47			1	0.32	19	5.49	96	33.48
26cm	132	58.61	12	5.21			3	0.93	12	4.15	159	68.90
28cm	132	68.43	9	4.55			4	1.79	12	5.05	157	79.82
30cm	172	106.05	4	2.30	1	0.67	6	3.22	6	3.18	189	115.42
32cm	193	134.83	7	4.50			4	2.16	3	1.62	207	143.11
34cm	185	145.98	5	4.03	1	0.79	3	2.05	4	2.67	198	155.52
36cm	192	169.23	2	1.95	1	0.98	2	1.64	7	5.76	204	179.56
38cm	132	131.00					5	4.75	3	2.53	140	138.28
40cm	163	181.45	2	1.97	1	1.23	2	2.17	2	1.73	170	188.55
42cm	104	133.62	1	1.08			1	1.16	2	2.31	108	138.17
44cm	75	102.56					1	1.26			76	103.82
46cm	49	74.37									49	74.37
48cm	36	58.44					2	3.06			38	61.50
50cm	15	26.48									15	26.48
52cm	18	33.74					1	1.81	1	1.41	20	36.96
54cm	6	11.77									6	11.77
56cm	3	6.72	1	2.13			2	4.55			6	13.40
58cm以上	5	11.85					1	3.54	2	13.04	8	28.43
計	1,824	1,513.07	153	43.82	4	3.67	39	34.65	397	81.18	2,417	1,676.39

位置図
令和7年度 第4回公売 第(1)号
小股国有林31ほ4林小班

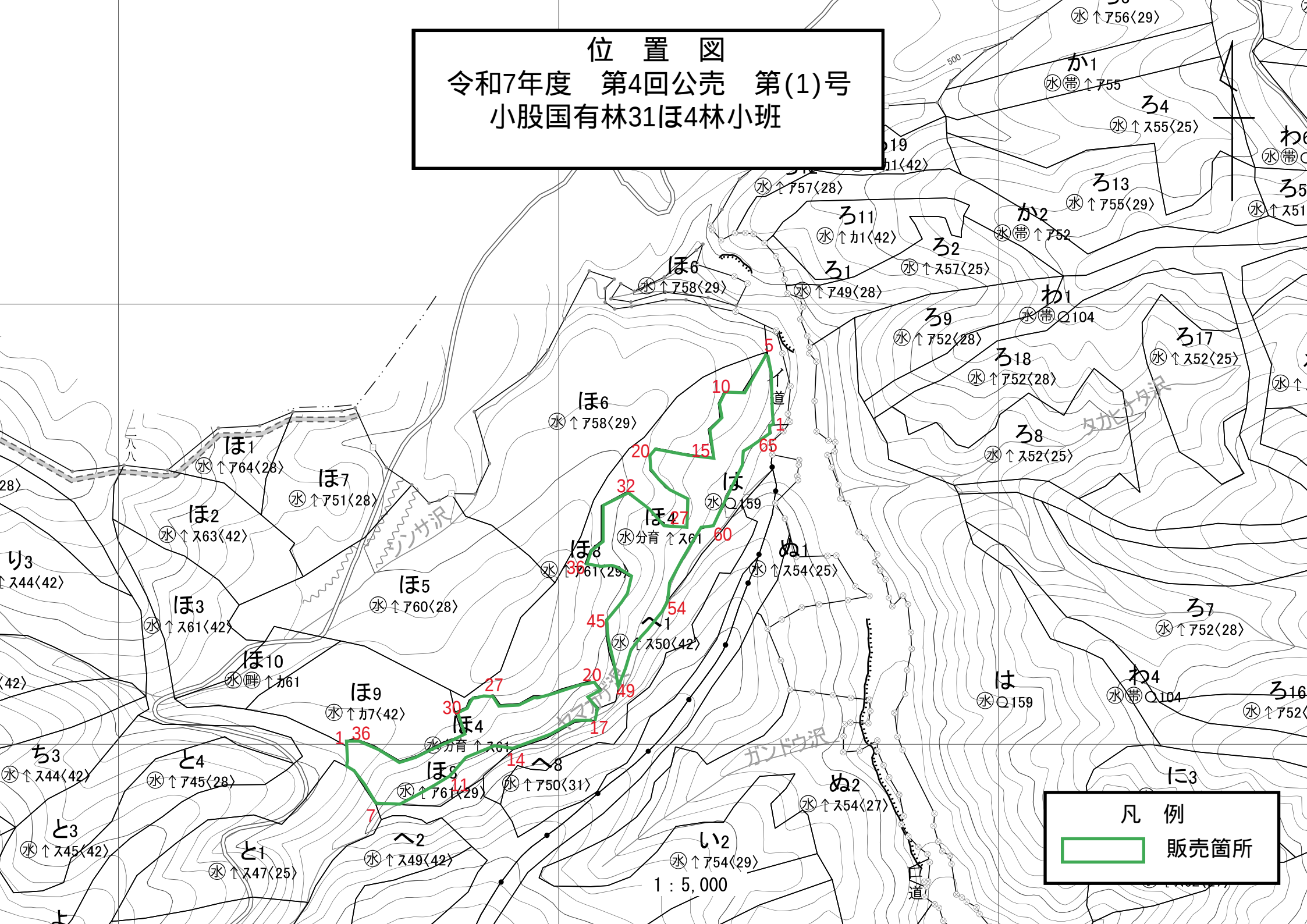


凡例

販売箇所

1 : 20,000

位置図
令和7年度 第4回公売 第(1)号
小股国有林31ほ4林小班



凡例



販売箇所

1 : 5,000

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		2	特約条項及び特記事項		標準地内主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級(面積拡大後)											
物件所在地		佐沼山国有林 45い林小班内 外1	1. 別紙「特約条項及び特記事項（共通事項）」を遵守してください。 2. 本物件は標準地調査法により調査を行っていますので、 現地で物件を熟覧してください。 なお、各林小班面積は、 45い林小班・2.35ha、45に林小班・1.18haとなっています。 3. 本物件の調査区域は、区域内縁立木の根際部に山極印を 打刻のうえ、区域外縁立木を赤スプレーで標示しておりま す。 調査区域外の立木は売却対象外となるので損傷しない ようにしてください。 4. 本物件の調査木は全て伐採してください。 やむを得 ず、本物件区域内の一部について伐倒・搬出を行わない場合 は、担当森林事務所森林官に連絡し、担当森林事務所森林官 の指示に従ってください。 5. 既設作業道と既設搬出路が接する路面下に取水管が埋設 されていますので、本物件の搬出等で当該取水管を損傷しない ようにしてください。 6. 本物件の搬出等で使用する既設作業道について、一部が 民有地となっていますが、当該土地所有者より当該作業道を 使用することについて承諾を得ております。 当該民有地作 業道は適正に管理・使用するとともに、本物件の搬出終了後 は当該民有地作業道及び国有林内作業道を整地してくださ い。 7. 既設搬出路及び既設作業道が市道（舗装道路）に隣接し ていることから、当該市道を汚さないようにしてください。 当該市道上に敷鉄板を設置する場合は、陸前高田市役所及び 大船渡警察署の許可を要します。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数						計		平均	
調査方法		標準地調査法					8cm 以下	10cm ～18	20cm ～28	30cm ～38	40cm ～48	50cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
伐採方法		皆伐		45い												
面積（ha）		3.53		スギ	生立木	一般材		46	1295	783	101	11	2,236	1,341.32	28	19
林齢（年）		59～62		スギ(外)	生立木	低質材		193	158	89	11		451	175.42	22	16
搬出期間（ヶ月）		36		N計				239	1,453	872	112	11	2,687	1,516.74		
契約関係		国有林														
標準地面積（ha）		0.26(3カ所計)		他L	生立木	低質材		22	67	34			123	52.41	24	18
				L計				22	67	34			123	52.41		
法令制限、その他留意事項				合計				261	1,520	906	112	11	2,810	1,569.15		
保安林		水源涵養														
自然公園		－		45に												
砂防指定		－		スギ	生立木	一般材		337	515	258	20		1,130	544.72	24	19
河川法		－		スギ(外)	生立木	低質材		80					80	9.12	14	13
				N計				417	515	258	20		1,210	553.84		
			他L	生立木	低質材		99	20				119	26.77	18	17	
			L計				99	20				119	26.77			
			合計				516	535	258	20		1,329	580.61			
			45い、に 合計				777	2,055	1,164	132	11	4,139	2,149.76			

物件番号	2
国有林名	佐沼山国有林
林小班	45い林小班

標準地内主要樹種径級別本数及び材積（面積拡大後）

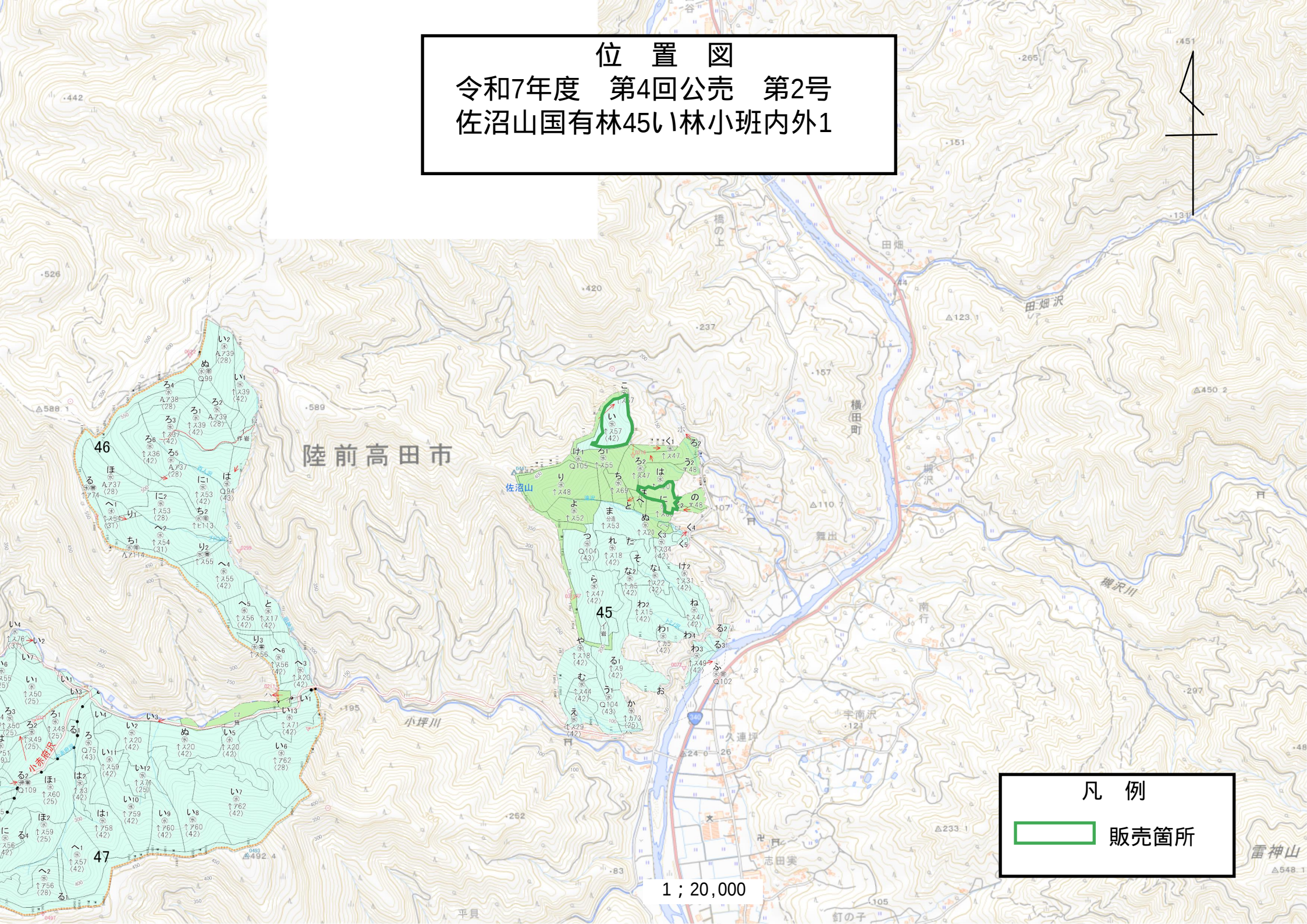
[illegible]

物件番号	2
国有林名	佐沼山国有林
林小班	45に林小班

標準地内主要樹種径級別本数及び材積（面積拡大後）

[illegible]

位置図
令和7年度 第4回公売 第2号
佐沼山国有林45い林小班内外1



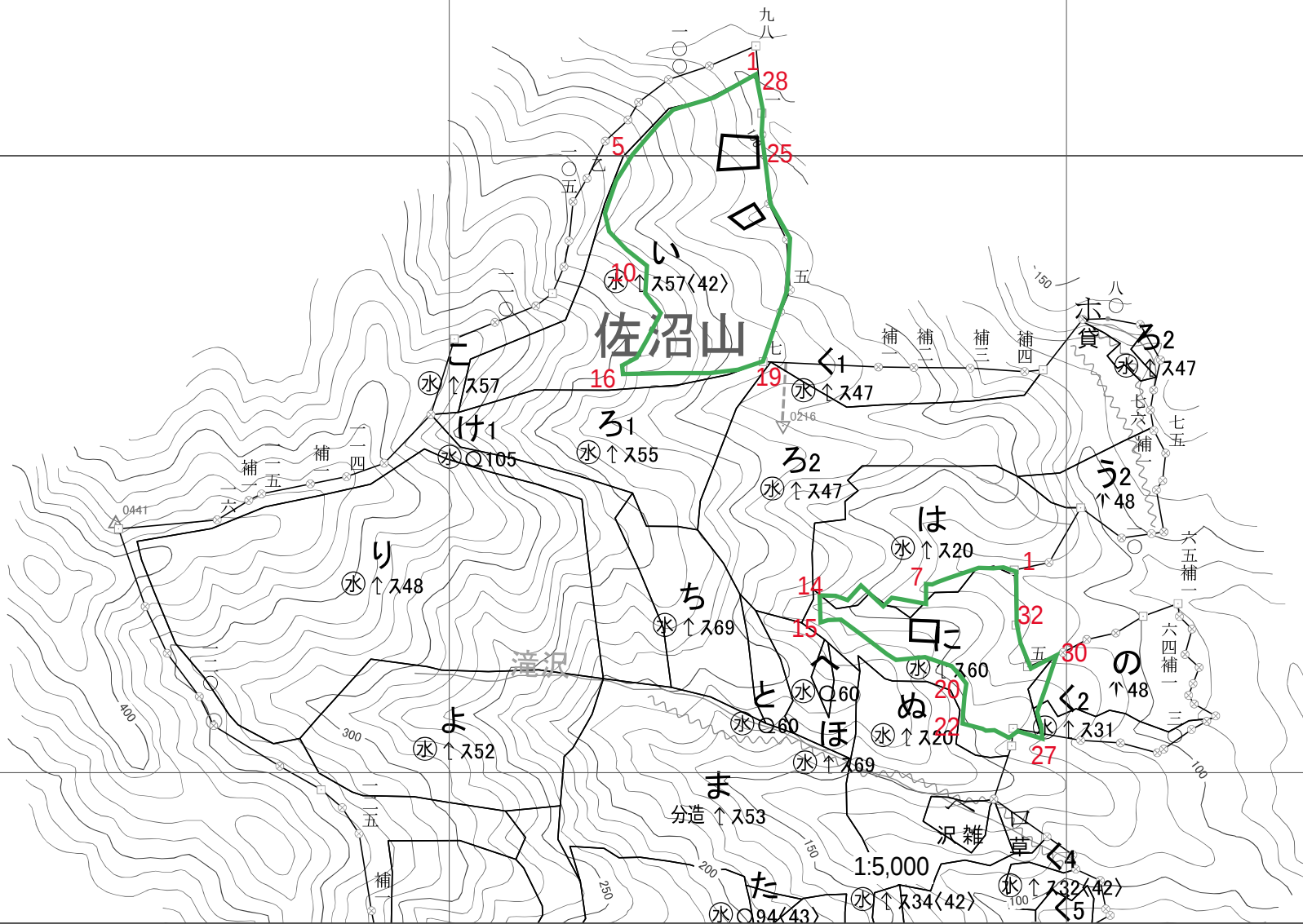
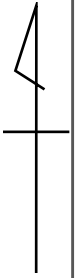
凡 例



販売箇所

1 ; 20,000

位置図
令和7年度 第4回公売 第2号
佐沼山国有林45い林小班内外1



凡 例

- 販売箇所
- 標準地

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

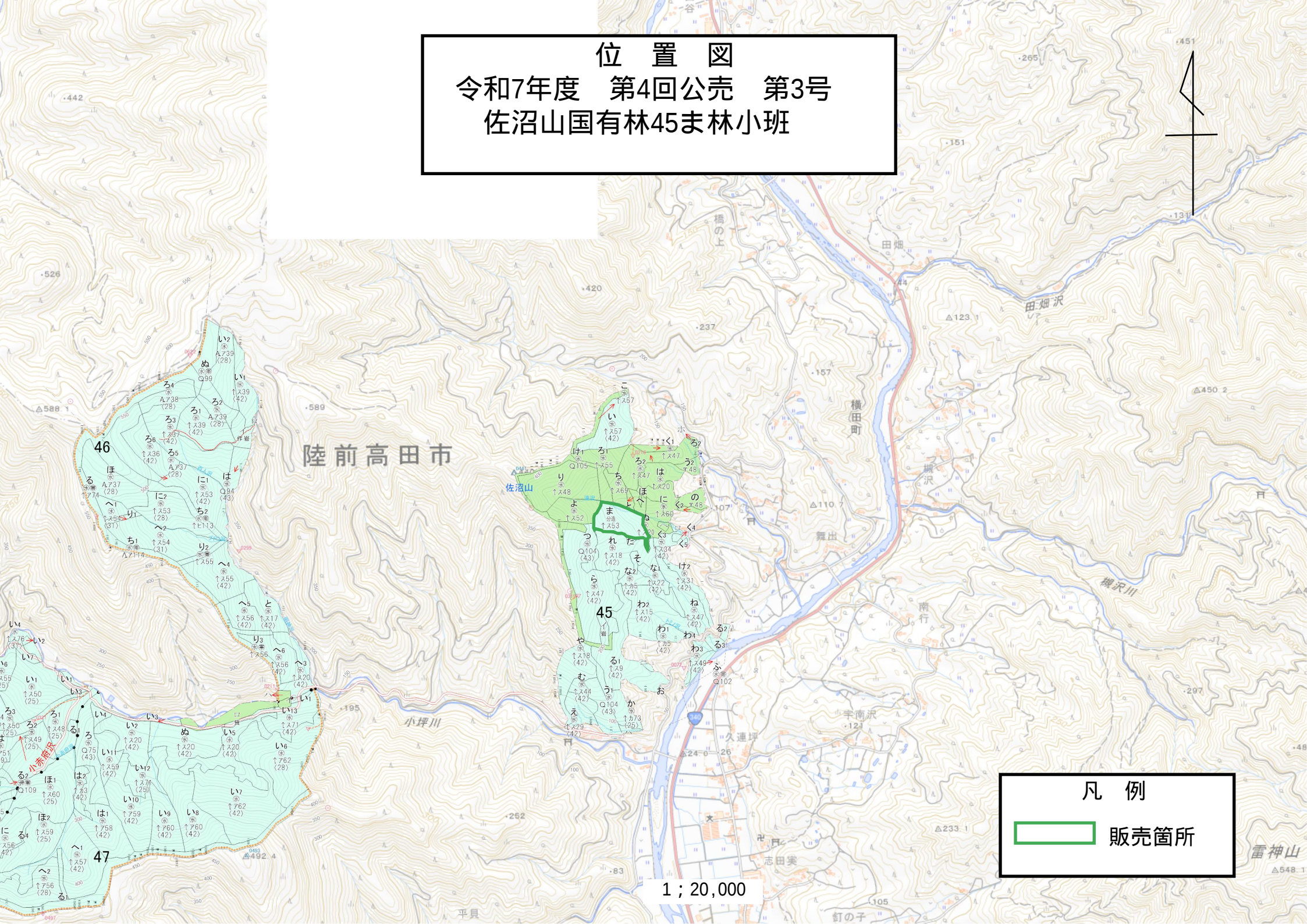
[illegible]

物件番号	3
国有林名	佐沼山国有林
林小班	45ま

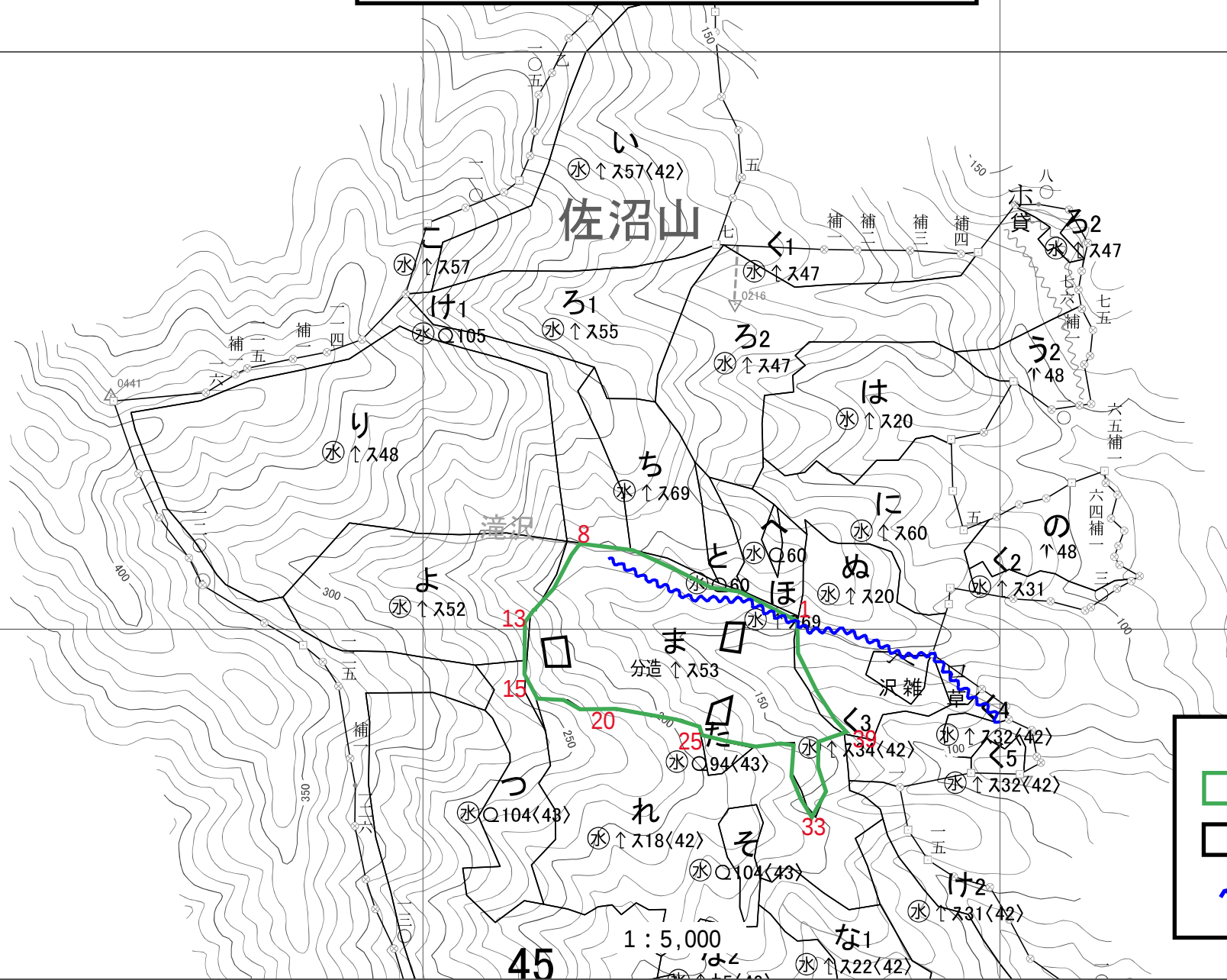
標準地内主要樹種径級別本数及び材積(面積拡大後)

樹種	スギ(一般材)		スギ(低質材)		ヒノキ(低質材)		アカマツNA(低質材)		広葉樹(一般材)		広葉樹(低質材)		合計	
平均 (径級/樹高)	28cm	15m	18cm	12m	30cm	14m	36cm	19m	26cm	13m	18cm	10m		
本数/材積	本	m3	本	m3	本	m3	本	m3	本	m3	本	m3	本	m3
8cm以下			36	0.72							36	0.54	72	1.26
10cm			138	4.52							66	1.68	204	6.20
12cm			157	8.70							37	1.71	194	10.41
14cm			229	18.70							48	3.14	277	21.84
16cm	36	4.15	229	27.27							24	2.20	289	33.62
18cm	150	24.72	240	42.27							42	4.07	432	71.06
20cm	144	31.57	205	39.88							72	11.73	421	83.18
22cm	301	75.83	102	27.65							24	5.50	427	108.98
24cm	283	86.03	36	11.73	12	3.06					37	10.03	368	110.85
26cm	288	109.90	66	24.61	12	4.53			18	5.41	12	3.91	396	148.36
28cm	326	138.19	36	17.14							18	7.76	380	163.09
30cm	175	93.87	54	30.31			1	0.52			24	9.54	254	134.24
32cm	228	132.68	30	19.53	12	8.19	2	1.38					272	161.78
34cm	181	122.91			24	17.73							205	140.64
36cm	120	90.82	18	14.25									138	105.07
38cm	108	98.94	36	29.59			1	0.90					145	129.43
40cm	96	101.27											96	101.27
42cm	18	23.09											18	23.09
44cm														
46cm			18	23.99									18	23.99
48cm							1	1.57					1	1.57
50cm														
52cm														
54cm														
56cm														
58cm以上														
計	2,454	1,133.97	1,630	340.86	60	33.51	5	4.37	18	5.41	440	61.81	4,607	1,579.93

位置図
令和7年度 第4回公売 第3号
佐沼山国有林45ま林小班



位置図
令和7年度 第4回公売 第3号
佐沼山国有林45ま林小班



凡 例

- 販売箇所
- 標準地
- 水路